

農地法第4・5条許可申請添付書類

◆営農型太陽光発電設備

◆申請書 申請書・・・2部・続紙・・・1部

◆添付書類・・・各1部

※証明書等は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

◆申請の受付は毎月1日～10日です。（10日が閉庁日のときは、直後の開庁日）

1	住民票抄本	譲受人が個人の場合
2	土地全部事項証明書	・申請人(譲渡人)が所有名義人と異なる場合は、所有者であることを証する書面（戸籍謄本・住民票抄本等） ・甲区欄に受人以外の所有権移転請求権仮登記がされている農地については、仮登記の抹消または承諾書（印鑑証明書添付）を添付
3	位置図	市役所・支所等めぼしい公共施設等を目印とする （白図20,000分の1の地図等）
4	付近状況図	申請地を中心に半径300mの範囲内を表示 （縮尺2,500分の1程度の地図等）
5	公図の写し	該当地に「申請地」と記入し、又、申請地の周囲の地番、地目、地積、所有者及び所有者と異なる耕作者がある場合は耕作者名を記入
6	設備配置図又は土地利用計画図	太陽光発電施設の配置、標識の設置位置を表示する図面で排水計画等を附記したもの
7	発電設備の設計図 （平面図及び立面図）	支柱の間隔・高さ・埋め込みの深さ、パワーコンディショナー等の設置位置、東電の電線との接続位置を明示
8	太陽光発電設備等の概要を記した書面	発電出力、パネルの枚数、設置角度、寸法、出力、支柱の仕様（素材・パイプ径・本数等）、太陽光遮光率（算出根拠）、年間予測発電量・売電見込額、その他に設備の仕様等を記載した書面
9	転用行為を行うのに必要な資力等を確認する書面	残高証明書・融資証明書等
10	発電設備（支柱含む）を撤去するのに必要な資力	撤去に係る第三者機関との保証契約や撤去費用の預託等
11	設備の撤去費用負担について当事者間の合意書	設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合、支柱を含む設備の撤去費用について、設置者が費用を負担することを基本とし、合意されていることを証する書面
12	設備下部の農地における営農計画書・営農への影響見込み書	別紙様式あり
13	設備下部の農地における営農への影響見込みの根拠となるもの	根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書 ※「知見を有する者」とは普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等
14	隣接農地所有者・耕作者の同意書兼誓約書	隣接農地及び設備の設置につき営農に影響が及ぶ可能性があると考えられる農地の所有者・耕作者の同意書（指定の書式を使用）
15	農地法第3条許可申請書	設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合
16	委任状	申請時、窓口に来られない方全員の委任状
17	履歴事項全部証明書又は定款・寄付行為の写し	譲受人が 法人の場合 （定款・寄付行為は裏書・・・代表者又は行政書士）
18	関連許認可・届出等の写し	・事業計画認定書の写し ・発電量10kw未満の設備については事業工程表の写し ・旧認定取得者（平成29年3月31日までに旧制度で設備認定及び電力接続契約を締結している事業者）については平成29年9月30日までに事業計画認定の申請があったことが分かるパソコン画面の写し等
19	その他	農業委員会が提出を求めた書類